

神戸市家計改善支援事業に関するQ&A

支援業務体制等について

Q 支援スタッフには、資格が必要ですか。

A 必須ではありませんが、家計相談支援を行うため、ファイナンシャルプランナー、消費生活アドバイザー等の資格や、家計管理に関する知識、経験のあるスタッフが望ましいと考えています。

なお、人件費の積算においては、専門性の有無と単価の関係がわかるように、記載してください。

Q 支援業務を行うスタッフ個人について、提案書に記載することとなるのですか。

A 現時点で支援業務を行うスタッフ個人を決めることができれば、その人について具体的に記載してください。なお、現時点で個人が確定できない場合であっても、想定するスタッフの資格・能力などについて、出来る限り詳細に記載してください。

Q 他事業所に対し、事業の一部を再委託することは可能ですか。

A 事業の再委託はできません。なお、支援スタッフの確保について派遣契約等によることは可能です。

Q 支援スタッフは専任にする必要がありますか。

A 5名以上(常勤換算)を配置することと定めておりますが、必ずしも専任である必要はありません。

ただし、各支援対象者に対しては担当制として、同じスタッフによる継続した支援ができるよう、また、区が出務依頼を行った日には必ず対応できる人員体制となるよう配慮してください。

神戸市の体制について

Q この事業における神戸市の体制はどうなっていますか。

A 本事業は、福祉局くらし支援課(以下「市」という。)と各区保健福祉部生活支援課・北神区役所保健福祉課・北須磨支所保健福祉課(以下「区」という。)が連携して実施します。

市	・事業の契約に関する事務(委託料の支払いを含む) ・実施要領など制度の運営にかかる事務 など
区	・相談支援対象者の紹介 ・支援対象者の選定・紹介 ・紹介者のフォロー など

支援対象者の選定について

Q 支援対象者はどのように選定されますか。

A 区で選定します。(支援対象者と同意書を取り交わし、委託事業者と区が情報共有したうえで、支援を実施していただきます。)

なお、令和4年度は、具体的には、公共料金や各種保険料の滞納をしている方、一定の収入はあるがお金の使い方に偏りがある方等を多く選定しています。

支援方法等について

Q 実施場所はどこになりますか。

A 基本的には、区にスタッフを派遣し、区の会議室や面接室等で家計相談支援を実施していただきます。なお、必要に応じ法テラスや各種保険料等の相談窓口等に同行支援を行っていただきます。

Q 支援の流れはどのようなイメージですか。

A 区で支援対象者を選定し支援を依頼しますので、平日の午前8時45分から午後5時30分までのうち、依頼に応じて、基本的には区に赴き、初回面談・支援等を実施してください。なお、相談支援数は1日あたり3件程度を想定しています。

Q 支援調整会議には、毎回出席する必要がありますか。

A 原則として、区の支援調整会議には出席いただく必要ありますが、出席の可否について区とご相談ください。なお、支援対象者を担当する区が実施する支援調整会議について、プラン作成時、プラン終結時等は必ずご出席していただきます。

事業費の請求等について

Q 事業費の対象経費には何が含まれますか。

A 対象経費は、人件費（給与、共済費、旅費等）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、使用料、賃借料（敷金等の事業立ち上げに関する費用を含む）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、備品購入費（価格30万円以上の備品を除く）です。見積りは、項目ごとに積算してください。

Q 事業費は、いつ支払われますか。

A 支払い時期は、契約終了後に一括払いまたは、契約締結後に一括で概算払いを行います。概算払いを行った場合、事業の執行の結果、見積書に記載された数量を下回る結果となった場合には、事業費の精算を行います。（数量が上回った場合は、見積書記載の額が上限となります。）

（精算する項目の例）

相談支援数が想定を下回った など

事故発生時の対応について

Q 支援中に事故が発生した場合どのように対応すればよいですか。

A 支援中に事故が発生した場合は、速やかに支援対象者を選定した区に報告してください。また、必要に応じて損害保険へ加入するなど、予め事故など不測の事態に対応できる体制を整えてください。

個人情報の取り扱い等について

Q 委託中また委託終了後の個人情報についてはどのように取扱えばいいですか。

A 委託契約書第29条及び30条に個人情報の取り扱いに関する規定がありますので、事前に熟読のうえ、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

なお、業務終了後については、貴団体の業務実績等として必要最低限の情報を継続して保管することも認めますが、その場合、委託契約書第29条及び30条に則り、個人情報を

厳正に管理してください。